

豊公緑発第21号  
令和7年5月10日

<自治区No.●●>

- 自治区長 様
- 自治区会計 様

豊田市長 太田 稔彦  
(公印省略)

## 児童遊園・ちびっこ広場の危険箇所報告等に対する謝礼金の支払いについて(通知)

新緑の候、貴自治区におかれましては益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は児童遊園・ちびっこ広場の管理について、多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、地域広場（ちびっこ広場・児童遊園・ふれあい広場）の管理に関する覚書第1条第3項の規定に基づき、令和7年度のちびっこ広場・児童遊園（ふれあい広場除く）の危険箇所報告等に対する謝礼金を、貴自治区の指定口座に下記のとおり振込みをいたします。

また、地域広場の種類及び管理に関しては、「地域広場の種類・管理」のとおりです。（自治区運営の手引にも掲載）

なお、公園緑地課では専門業者による施設点検を実施していますが、自治区の皆様が遊具、フェンス等の不良箇所等を発見されましたら、「豊田市工事申請書」等に御記入のうえ、支所又は公園緑地課まで御提出ください。ただし、緊急を要する場合は公園緑地課まで御連絡いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 振込金額

**金 10,000 円**

#### 2 謝礼金振込予定

令和7年8月下旬頃（予定）

※通帳には「トヨタシ コウエンリョクチカ」と印字されます。

※振込先は地域支援課に届出の口座です。

#### 3 対象広場

令和7年4月1日現在において貴自治区内に存在する児童遊園及びちびっこ広場

【裏面参照】

#### 4 問合せ先

豊田市役所 公園緑地課 企画調整担当 齋竹 Tel 34-6621(直通)

裏面へ続く↓

※謝礼金支給対象広場

広場No.	広場名称
●●	●●ちびっこ広場
対象広場数	以上「 1 」か所

## 地域広場の種類・管理

### 1 地域広場の種類

	種 類	設置目的	設置者	管理者
地域広場	ふれあい広場	自治区コミュニティ活動を中心に多目的に利用する広場	豊田市	自治区
	ちびっこ広場 児童遊園	児童の健全な育成を推進するための広場		

### 2 地域広場管理区分表

作業区分	項目・内容		原材料 支給
	項目	内容	
自治区	清掃・除草	広場内の清掃・除草	—
	広場面整備	広場面が不良な状態の時の復旧	○
	樹木	樹木の消毒、低木の伐採・剪定	—
	排水溝	側溝の清掃、簡易修繕	○
	設置物	許可を受けた設置物の管理、許可を受けた設置物及び市が設置した以外の設置物の撤去	—
	防球ネット	ネット破れ補修などの軽易な修繕	○
	遊具	遊具点検（日常点検）、遊具の塗装	○
	砂場	砂の補充、砂場衛生管理	○
	連絡調整	広場内の異常発生時に市へ報告	—
豊田市	フェンス	修繕（ネットの補修・張替え・支柱の折れ）	△
	樹木	高木の伐採・剪定（緊急時を除き、秋期以降実施）	△
	排水溝	側溝の修繕	△
	防球ネット	大規模な修繕（ネット張替え・支柱の折れ）	△
	遊具	遊具点検（年1回）、遊具の修繕	△

※要望の申請は「豊田市工事申請書」を提出してください。なお、緊急の場合は電話等で連絡ください。

※高木の伐採・剪定について、倒木の恐れのある樹木（根元にきのこが生えている、木が傾いている、葉が付いていないなど）や、道路などへ越境して歩行者や車に当たるなど危険となっている樹木を対象とします。

### 3 地域広場内の植樹について

方針	不可。ただし、正当な理由により、植樹が広場内に必要な場合は、公園緑地つかう課との協議により植栽を認める場合がある。
理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 樹木を原因とした落ち葉被害や日照、害虫等の問題を防止するため。</li> <li>・ 広場施設を管理する上で、自治区での高木等の手入れは困難や危険であるため。</li> <li>・ ふれあい広場の多目的に活用する広場スペース確保のため。</li> <li>・ ちびっこ広場、児童遊園で防犯上の死角を減らし子供の安全を確保するため。</li> </ul>

### 4 担当及び問合せ先

受付： 各支所又は公園緑地課

担当： 公園緑地課 ☎34-6621 FAX 34-4500

E-mail: kouen@city.toyota.aichi.jp